

第 1 回 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会
構成員の主な意見（未定稿）

- マイナンバー制度について
 - ・ マイガバメントにおいて、医療・健康・介護に関する自己情報表示機能を設ける場合、管理責任者のあり方、セキュリティ、自己情報の範囲に留意が必要。
 - ・ マイガバメントにおいて、医療情報を本人以外が閲覧できるとなると、問題が発生するおそれもあり、代理人のあり方について留意が必要。
 - ・ マイナンバー法は、対象事務・情報を法に列挙する一方で条例への委任も定めているが、現行の個人情報保護法制のような制度とならないよう、留意すべき。

- IT 総合戦略本部パーソナルデータに関する検討会について
 - ・ 曖昧な取り扱いとなっていた匿名化情報に一定の制限をかける方向で検討が進められており、被害の防止に役立つだろう。
 - ・ パーソナルデータやセンシティブデータといった用語や、その定義については、国民にわかりやすいものとする必要がある。
 - ・ 代理人のあり方について、介護分野では、本人と業者との間の一義的な契約だけではカバーできない部分があるため、十分な議論が必要と思う。

- 研究会の進め方について
 - ・ 6月に IT 総合戦略本部でとりまとめられる大綱で提示される、個人情報保護法制の新しい枠組みを踏まえ、利用場面の検討を行うべき。
 - ・ マイナンバーに基づく符号を付した情報は、マイナンバー法に定める特定個人情報に該当し、マイナンバー法の規制対象となる。仮に、符号のみ活用する場合を含め医療情報にマイナンバーを付すこととなると、現行の安全管理ガイドラインとの兼ね合いや、個人情報保護法と異なる厳しい罰則をどう考えるか等について議論する必要がある。セキュリティをどう考えるかという点が、利用場面の検討を左右するので、そうした前提を十分に議論すべき。
 - ・ 今回の研究会の前提として、マイナンバーのような目に見える番号を使うのか、携帯用の符号といった見えない番号を使うことも前提となるのか、議論が必要。
 - ・ 北欧では IT 導入以前に番号制度を創設したために目に見える番号を用いているが、わが国では目に見える番号を不要とし、符号のみ活用するという手もあろう。

- その他
 - ・ 医療に投入できる財源は限られてきている中で、効率的かつ公正なサービス提供のためのツールが必要で、欧米先進諸国ではそのために番号制度が導入されている。公共政策の観点から、法律改正事項も視野に、積極的に議論したい。
 - ・ 保険者のデータヘルスに当り、外部委託先が二次利用することについて、特に小規模事業者に関し、いまだ確たる規制がない状況。ガイドラインのみによらず法規制が必要ではないか、といった論点についても、並行して検討すべきであると考えます。